

◎独立行政法人福祉医療機構退職手当共済業務についての研修会を開催いたします。

日時 平成21年2月26日(木)
 午前の部 午前10時～午後12時
 午後の部 午後1時30分～午後3時30分
 ※いずれかにお申し込み下さい。
 ※先着順ですので、ご希望にそえない場合もございます。

会場 薬業年金会館 6階 601号室
 参加定員 それぞれ150人(先着順)
 申込方法 同封の参加申込書に必要事項を記入の上、FAXでお申込ください。

申込締切 **1月30日(金) 必着**
 ※共済会研修会(交流分析セミナー・会計処理について)は3月19日開催予定です。
 詳細は、次月号でご案内いたします。



◎ストレスチェックセミナー(第2弾)を開催します。

日時 平成21年1月21日(水)
 午前の部:10時～(120分) 午後の部:14時～(120分) 夜の部:18時～(120分)

会場 大阪府社会福祉会館5階 第6会議室
 参加費用 無料
 定員 それぞれ30人 (定員になり次第、締め切らせていただきます。)
 申込方法 申込書を(株)ASKまでFAXしてください。
 (申込書は共済会日より12月号送付時にお届けしておりますが、無い場合は、共済会までご請求下さい。)

◎各種届承諾通知書をご確認下さい。

ご担当者様から各種届けをご提出頂いております。本会では受理を致しましたら、承諾通知書を発送させて頂いております。提出内容に相違ないかどうか、ご確認下さいます様お願い致します。

＜特に確認して頂きたい事項:氏名(漢字・かな)、入会日、退職日＞

『ひとりごと』

書き初め楽し四方の春

新しい年の幕開け。今年こそ、今年こそはと新年を迎え、失望のうちに一年を閉じることが多いが、それでも夢を託し、希望いっぱい新たな年を迎える。

あらたしき 年の始めに 豊の稔(とし)

しるすとならし 雪の降れるは

(万葉集巻17-3925)

幸多かれと雪に託す願い。万葉の人々の思いも、今の人たちの心と変わることはない。

いろいろな正月の行事や慣わしの中に書き初めがある。新年に初めて文字を書くことの総称だが古来、正月の二日、恵(吉)方に向かっておめでたい詩や和歌を書いたもの。習字は今や小学児童だけのもののように思われがちだが、むしろ大人の方こそ大事なのかも知れない。というのもワープロが出現したか

と思ったら、あっという間にパソコンが取って代わったからだ。さらにはネコもシャクシも携帯電話とあっては、書く機会が少なくなるのは当たり前。その上読むのはマンガだけ。結果は漢字は覚えないう、意味も分からない。そんなフーリッシュ大人が街にあふれている。

こんなことを書いている自身が、最近はどうしても字が思い出せず、苦勞することがある。日ごろから常に字を書き、本を読んで人格形成に励むことは終生のもののようなのだ。

「人生は清書のようなもの。書き直しはできない」とある先輩がよく言っていた。今は故人となられたが、その言葉は忘れない。世の中、自らの人生を真っ黒に書き損じている人達があまりに多いからだ。(直)

一般給付金の請求について



共済会では、下記の事由が生じた場合、各給付金を支給しております。請求に当たっては、所定の請求書に添付書類を添えて速やかに手続きをお取り下さい。なお、請求権は各事由が発生してから1年で、無効となりますのでお気を付け下さい。

種別	給付金	添付書類
結婚祝金	3万円	婚姻届受理証明書等
出産祝金	5万円	母子手帳1ページ(出生済み証明を受けたもので、父母子の氏名等が記入されているもの)の写し
入学祝金	子が小学校に入学したとき 1万円 子が中学校に入学したとき 2万円 子が高等学校に入学したとき 3万円	就学通知書・就学年月日を記した在学証明書
傷病見舞金	継続して14日以上欠勤したとき 1万円 継続して30日以上欠勤したとき 2万円 継続して60日以上欠勤したとき 3万円 継続して90日以上欠勤したとき 4万円 継続して120日以上欠勤したとき 5万円 継続して150日以上欠勤したとき 6万円 継続して180日以上欠勤したとき 7万円	欠勤期間を証明するものおよび医師の診断書等 ※ご注意 傷病見舞金の請求は復職後の1回のみといたします。また、同一疾病による欠勤については、給付対象となった欠勤期間の満了した日から1年間は請求できません。
災害見舞金	10万円以内	会員の住居が火・水震災などの不可抗力によって損害を受けたときの官公署発行の罹災証明書
死亡弔慰金	本人 10万円 配偶者 10万円 父母 5万円 子女 3万円 妊娠22週以上で死産の場合	死亡診断書および請求者との続柄を証する証明書

(注) 本人・配偶者がともに共済会会員の場合

結婚・出産・入学の各祝金及び災害見舞金・死亡弔慰金については、本人と配偶者のどちらも請求ができます。請求書はそれぞれ分けて作成のうえ、ご請求下さい。

人間ドック利用助成



会員が医療機関で人間ドックの検診を受けた時、つぎのとおり人間ドック助成金を給付しております。請求については、所定の助成金申請書に添付書類を付けて速やかに手続きを行ってください。なお、検診を受けた日から1年を過ぎますと無効となります。

検診の種類	補助額	添付する書類
外来(半日)または短期(1泊以上)の人間ドックを利用した時	上限 10,000円	医療機関が発行する領収書(会員の姓名と、利用内容が明記されているもの) ※コピー可
・一般/節目/若年(自費)/生活習慣病予防検診等は対象になりません。 ・当該年度において、会員が医療機関で社会保険のまったくきかない、全額自費負担で外来(半日)/短期(1泊以上)人間ドックのいずれかを受診した場合。(消費税込み)	・年度内1回限り上限10,000円を給付します。 ・自己負担金額が、20,000円に満たない場合は、その負担金額の半額を給付します。 この場合、1円未満の端数は切捨てます。	